

公立大学法人大分県立看護科学大学未来応援基金規程

平成30年4月18日

規程第 115 号

(設置)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）に修学する学生の支援について一層の推進を図るため、経済的理由により修学が困難な学生等に対する支援事業を発展・充実させることを目的として設置する公立大学法人大分県立看護科学大学未来応援基金（以下「基金」という。）の管理運用に関し必要な事項を定める。

(修学支援事業)

第2条 基金は、次の各号に掲げる修学支援事業の用に供するものとする。

- (1) 学生に対する奨学金の給付
- (2) 学生に対する授業料等の減免
- (3) 学生を対象とした短期留学への支援
- (4) 国内・海外派遣研修への支援
- (5) 実習に係る交通費等の負担の軽減
- (6) その他、学生の教育・研究に資する事業

(管理及び運用)

第3条 基金は、その目的に賛同して寄附された資金を寄附金として採納し、理事長が管理する。

- 2 前条各号に規定する事業を実施するための経費は、基金及びその基金から生じる果実をもって充てる。

(事業計画)

第4条 理事長が指名する理事（以下「理事」という。）は、教育研究審議会の検討結果を基に、第7条第2項に規定する会計年度ごとに事業計画を取りまとめる。

- 2 理事は、前項の事業計画に基づき当該年度の事業資金の総額及び事業経費予算を決定する。
- 3 前項の事業経費予算は、第2条各号に規定する事業ごとに決定するものとする。
- 4 理事は、理事長に事業経費予算について報告を行う。

(事業経費の流用及び繰越し)

第5条 前条第2項により決定した事業経費予算に過不足が生じた場合は、教育研究審議会の承認を得て、各事業間で流用することができる。

- 2 年度末において事業経費に残余が生じた場合は、基金に繰り入れるものとする。

(事業報告)

第6条 理事は、当該年度の事業が終了した場合において、その決算を速やかに理事長に報告するものとする。

(経理)

第7条 基金の経理は、公立大学法人大分県立看護科学大会計規程（平成18年4月1日・規程第46号）、公立大学法人大分県立看護科学大会計事務取扱規程（平成18年4月1日・規程第47号）及び公立大学法人大分県立看護科学大学寄附金等取扱規程（平成18年4月1日・規程第53号）の定めるところによる。

2 基金の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務)

第8条 基金に関する事務は、総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月18日から施行する。